

令和7年度 市単森林病虫害等防除事業 伐倒駆除・くん蒸業務委託（その3） 実施設計書		調 査	
		設 計	
工 事 番 号		施 工 地	
		胎内市 村松浜 地内	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)		
契 約 額 (内消費税額)			
工事・履行日数	工事日数 日間 又は 履行期限 令和7年7月15日 ただし、現場作業は令和7年5月31日までに終了のこと。	日間（付与日数 日間） 履行期限 令和 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	松くい虫被害木 伐倒駆除・くん蒸 928本 28.13 m ³	変 更 設計概要	

市単森林病虫害等防除事業 伐倒駆除・くん蒸業務委託(その3) 内訳表

区 分	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接費	伐倒駆除	m3	28.13		円	単価表1
(補助対象)	(くん蒸)					
計			28.13		円	
消費税					円	
合 計					円	

単 価 表 1

作業種別：伐倒駆除・くん蒸

使用薬剤名：NCS

単位(m3当たり)

散布量(0.85ℓ)

区分		数量	単位	単価	金額	摘要
費目	細分					
人件費	特殊作業員		人			伐倒・枝払・玉切・集積・くん蒸作業費
	普通作業員		人			
チェーンソー損料			%			
資材費	被覆資材費 生分解性シート	6.63	m			 くん蒸形状 縦1.5m×横1.5m×高さ0.75m 規格 0.1mm×4m×30m巻
	薬剤費	0.85	ℓ			
細計						
共通仮設費			%			
小計						
現場監督費			%			
社会保険料等			%			
合計						

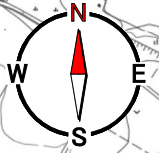
毎木調査表

整理番号		市単その3						市町村	胎内市				
調査年月日								調査者	胎内市				
所在地		胎内市 村松浜 地内											
枯損林分面積						GPS座標							
テープNo.	樹種(本)	樹高(m)	直径(cm)	材積(m ³)	材積×1.2	15度以上	図面	北緯(度)	北緯(分)	北緯(秒)	東経(度)	東経(分)	東経(秒)
黄D 69	マツ	2	4	0.003	0.003		1	38	03	44.1	139	20	46.1
黄D 70	マツ	2	8	0.010	0.012		1	38	03	44.5	139	20	46.2
黄D 71	マツ	4	8	0.010	0.012		1	38	03	44.2	139	20	46.2
黄D 72	マツ	3	6	0.006	0.007		1	38	03	44.0	139	20	46.2
黄D 73	マツ	2	6	0.003	0.003		1	38	03	44.0	139	20	46.5
黄D 74	マツ	7	13	0.050	0.060		1	38	03	44.0	139	20	46.6
黄D 75	マツ	7	10	0.030	0.036		1	38	03	44.1	139	20	46.7
黄D 76	マツ	4	6	0.010	0.012		1	38	03	44.0	139	20	46.6
黄D 77	マツ	7	10	0.030	0.036		1	38	03	44.1	139	20	46.8
黄D 78	マツ	8	10	0.040	0.048		1	38	03	43.9	139	20	46.9
黄D 79	マツ	3	10	0.020	0.024		1	38	03	43.1	139	20	47.6
黄D 80	マツ	5	9	0.020	0.024		1	38	03	43.2	139	20	47.7
黄D 81	マツ	5	11	0.020	0.024		1	38	03	43.3	139	20	47.9
黄D 82	マツ	4	10	0.020	0.024		1	38	03	43.0	139	20	48.7
黄D 83	マツ	7	15	0.060	0.072		1	38	03	42.5	139	20	48.1
黄D 84	マツ	5	15	0.040	0.048		1	38	03	42.4	139	20	48.0
黄D 85	マツ	10	15	0.080	0.096		1	38	03	42.4	139	20	47.8
黄D 86	マツ	12	13	0.070	0.084		1	38	03	43.9	139	20	47.0
黄D 87	マツ	11	14	0.090	0.108		1	38	03	44.0	139	20	47.0
黄D 88	マツ	9	10	0.040	0.048		1	38	03	44.1	139	20	47.1
黄D 89	マツ	10	12	0.060	0.072		1	38	03	44.2	139	20	47.1
黄D 90	マツ	9	10	0.040	0.048		1	38	03	44.1	139	20	46.9
黄D 91	マツ	9	8	0.030	0.036		1	38	03	44.1	139	20	46.9
黄D 92	マツ	8	9	0.020	0.024		1	38	03	44.0	139	20	46.9
黄D 93	マツ	8	10	0.040	0.048		1	38	03	43.9	139	20	46.9
黄D 94	マツ	10	9	0.030	0.036		1	38	03	43.9	139	20	46.9
黄D 95	マツ	6	8	0.020	0.024		1	38	03	43.9	139	20	47.0
黄D 96	マツ	12	15	0.100	0.120		1	38	03	44.2	139	20	46.9
黄D 97	マツ	6	7	0.010	0.012		1	38	03	44.2	139	20	46.7
黄D 98	マツ	8	5	0.010	0.012		1	38	03	44.2	139	20	46.8
黄D 99	マツ	11	14	0.090	0.108		1	38	03	44.2	139	20	46.7
黄D 100	マツ	10	10	0.050	0.060		1	38	03	44.2	139	20	46.7
黄D 101	マツ	4	11	0.020	0.024		1	38	03	44.1	139	20	46.5
黄D 102	マツ	9	11	0.040	0.048		1	38	03	44.2	139	20	46.3
黄D 103	マツ	2	3	0.001	0.001		1	38	03	44.3	139	20	46.4
黄D 104	マツ	4	7	0.010	0.012		1	38	03	44.2	139	20	46.0
黄D 105	マツ	3	4	0.003	0.003		1	38	03	44.2	139	20	46.0
黄D 106	マツ	3	4	0.003	0.003		1	38	03	44.2	139	20	46.0
黄D 107	マツ	2	4	0.003	0.003		1	38	03	44.2	139	20	45.9
黄D 108	マツ	3	6	0.006	0.007		1	38	03	44.4	139	20	45.8
黄D 109	マツ	4	6	0.010	0.012		1	38	03	44.4	139	20	45.6
黄D 110	マツ	2	8	0.010	0.012		1	38	03	44.3	139	20	45.5
黄D 111	マツ	2	3	0.001	0.001		1	38	03	44.1	139	20	45.5
黄D 112	マツ	4	7	0.010	0.012		1	38	03	44.4	139	20	45.7
黄D 113	マツ	5	7	0.010	0.012		1	38	03	44.6	139	20	45.8
黄D 114	マツ	2	7	0.003	0.003		1	38	03	44.8	139	20	45.9
黄D 115	マツ	4	6	0.010	0.012		1	38	03	44.4	139	20	45.9
黄D 116	マツ	5	7	0.010	0.012		1	38	03	42.9	139	20	48.6
合計	928			23.439	28.13								

金額の算出に用いる材積の算出方法

林野庁計画課編立木材積表(東日本編) 針葉樹立木材積表(アカマツ)により求めた幹材積の1.2倍の数量

令和7年度 市単森林病虫害等防除事業 伐倒駆除・くん蒸業務委託（その3）

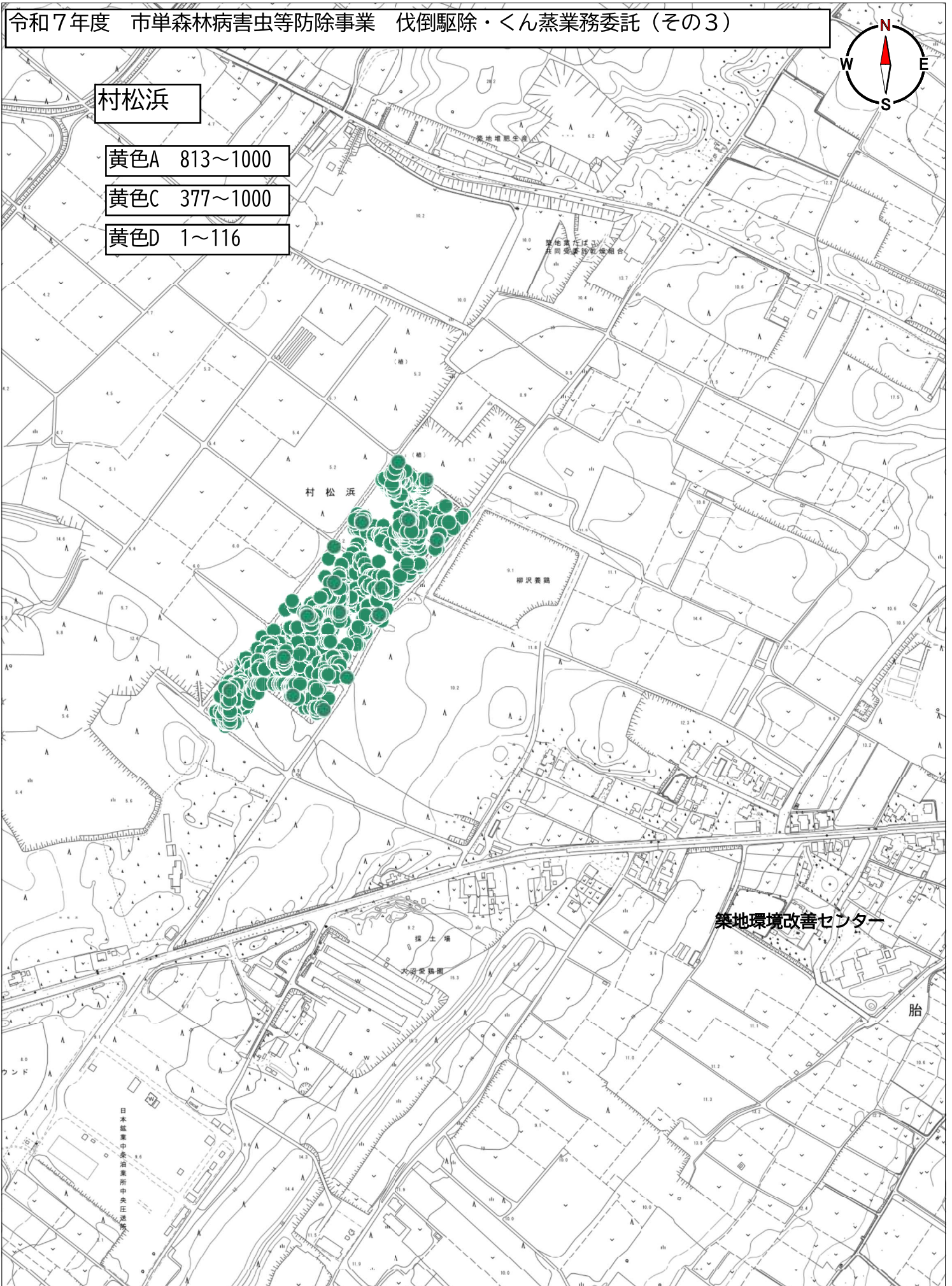


村松浜

黄色A 813~1000

黄色C 377~1000

黄色D 1~116



築地環境改善センター

胎

日本臨業中央委託所中央任務課

新潟県松くい虫防除事業(伐倒駆除)標準仕様書

制定	昭和63年3月12日	治第1283号
改正	平成15年4月11日	治第1196号
改正	平成17年3月18日	治第1964号
改正	平成26年4月11日	治第1117号
改正	平成27年3月18日	治第1033号
改正	平成28年9月30日	治第 454号
改正	令和 3年2月15日	治第 866号

第1 適用範囲

- 1 この標準仕様書は、新潟県が所管する事業で、松くい虫の付着による被害を受けたマツの伐倒及びくん蒸、又は薬剤散布(以下「伐倒駆除」という。)の一連の作業 に適用する。なお、この標準仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- 2 受託者は、この標準仕様書によるほか、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農林水産省・環境省令第5号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び伐木造材作業基準(昭和59年林野第27号)等、関係法令・通知で定めるところに従い、伐倒駆除を実施すること。
- 3 この標準仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

第2 施工計画書の作成

- 1 委託者の指示を受け、受託者は着手前に被害木の位置等を十分把握するとともに、地形、林況、工作物等について調査の上、伐倒駆除の施工計画書を作成し、監督員に提出し、承認を受けること。
また、使用薬剤及び監督員の指示する材料について、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の承認を受けること。
- 2 受託者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。
- 3 施工計画書には、次の事項について記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
 - ① 委託概要
 - ② 実施工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 安全管理(安全研修を含む)について定めたもの
 - ⑤ 施工方法
 - ⑥ 緊急時の連絡体制及び対応について定めたもの
 - ⑦ その他必要な事項
- 4 くん蒸を実施する場合は、農林水産大臣に提出した農薬使用計画書の写しを添付すること。

第3 対象木の決定

被害木調査によるナンバーテープ等のマークのある被害木を伐倒駆除の対象とするが、マークのないマツの被害木を発見したら、すみやかに監督員に連絡し、指示を求めること。

第4 伐倒作業

- 1 伐倒作業は、上下作業、近接作業になっていないかを確認し、障害物を除去し、安定した足場で行うこと。なお、被害木以外の樹木等に損傷を与えないよう、注意すること。
また、被害木は生立木と比較して幹に粘りが無くなり、折れやすくなることから、十分に注意し、安全作業に努めること。
- 2 伐倒木の全木について、伐倒後に胸高直径、樹高を実測し、ナンバーと共に記録整備すること。
- 3 伐倒後、樹幹に印されたナンバーテープ(以下「テープ」という。)を伐根に再設置し、写真を撮影し記録整備すること。
- 4 枝払い作業は、かん木等障害物を除去し、安全を確認した上で実施すること。
- 5 材は1.0～1.5m程度に玉切り、足場を整え、安全を確保してから作業を行うこと。
- 6 玉切った材は道路、水路等に放置しないよう、十分注意すること。

第5 くん蒸

- 1 使用する薬剤は、委託者より指示を受けた薬剤を使用し、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。また、シートについて、気体透過性の小さいくん蒸用シートを使用すること。
- 2 薬剤散布を行う作業員は、ヘルメット、防護眼鏡、マスク、手袋、長靴等を着用し、直接人体に薬剤が接触しないよう注意すること。
- 3 感染源を林内に残さないため、被害木の幹だけではなく、2 cm以上の太さの枝条についても全て集積し、くん蒸処理を実施すること。
- 4 被害材(枝条含む)は、被覆内容積が概ね1m³程度になるように集積し、シートで被覆すること。
- 5 被害材の集積は、なるべく平坦な場所を選ぶこと。また、シートの破損を防ぐため、枝条を集積した上に、玉切りした材を集積すること。
- 6 落葉が堆積している場所など、くん蒸剤のガスの密閉が難しい場所では、材の下にシートを敷く等、ガス漏れのないようにすること
- 7 くん蒸剤の使用量は、集積した被害材の被覆内容積に基づき適切に決定すること。
なお、被覆内容積は、個々のくん蒸処理形状を計測(縦、横、奥行など)すること。
- 8 冬季(12月～2月)においては、被覆内温度を上げてくん蒸剤の効果を高めるため、上空が開放しており日光が被覆された材に当たる場所に集積すること。また、積雪している場合は、雪を除去し土を露出させた上に材を集積し、くん蒸を行うこと。
- 9 集積した被害材を被覆するシートは、くん蒸剤のガスの密閉効果が確認されている材質で破れにくいものを使用すること。
また、シートに穴があいた場合は、粘着テープ等で穴をふさぎ、ガス漏れのないよう注意すること。
- 10 集積した被害材を被覆するシートが、風によりめくれぬよう、シートの裾は土等で押さえること。
- 11 集積単位ごとに、被覆年月日がわかるように明示するとともに、第三者がみだりに近づかないように注意喚起の措置を講じること。また、くん蒸中は厳重に監視を行うこと。
- 12 生分解性シートを使用した場合を除き、くん蒸処理が終了した後はシートを速やかに回収し、処分すること。

第6 連絡体制の確立

受託者は所在を明らかにし、監督員と常に連絡をとれる体制にすること。

第7 作業記録

- 1 記録写真は、伐倒駆除材積100m³あたり1箇所以上、くん蒸処理を終えるまでの一連の作業を年月日、地名、テープナンバーを明記し撮影すること。
なお、全数量が100m³以下の場合は、概ね3箇所以上行うこと。
- 2 現場作業の記録は作業日毎に、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。
- 3 被害木の伐倒作業が完了したのものについては、調査時のナンバーテープ等を記録整備すること。
- 4 駆除完了後、地形図に駆除木毎に位置、ナンバーを記入し、整理すること。
- 5 民有林造林事業(衛生伐)においては、事業の施工地ごとに、事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況を撮影すること。また、これらの写真は、原則として当該施工地のGNSS データが確認できるものとする。

附 則

この標準仕様書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この標準仕様書は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この標準仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この標準仕様書は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この標準仕様書は、令和3年4月1日から施行する。

森林病虫害等防除事業特記仕様書

第1 総則

- 1 この特記仕様書は、松くい虫等防除関係事業に係る社会保険料等及び納品物について定める。

第2 社会保険料等

- 1 社会保険料等については、施工地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険料等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じて表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す率を乗じた額を積算する。

表1

		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外	2点
	中小企業退職金共済制度	3点

表2

平均点数	加算率
1点以上7点未満	3%
7点以上13点未満	10%
13点以上23点未満	13%
23点以上	18%

2 加入実態状況調査表の提出

受託者は、現場施工完了後、速やかに従事した各現場労働者の「社会保険等の加入実態状況調査表」（別紙）を監督員に提出しなければならない。

第3 当該設計書の取り扱い

本設計書の社会保険料等は、「直接費と共通仮設費の合計」に18%を乗じた額で積算している。

ただし、社会保険料等の加入実態状況に応じた加算率とするため、提出された社会保険等の加入実態状況調査表に基づき、変更設計を行うものとする。

第4 納品物

「新潟県松くい虫防除事業（伐倒駆除）標準仕様書」に基づき整備した記録は、紙媒体により納品すること。

別紙

社会保険等の加入実態状況調査表

委託事業名	
受託者	

委託者	
-----	--

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		中小企業退職金共済制度		中小企業退職金共済制度以外		計	直営請負別	備考
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点			
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
		0		0		0		0		0		0	0		
												合計	0		
												平均			

※ 森林病虫害等防除事業積算基準書第12節により積み上げ計上する作業種がある場合は、加算項目ごとに加入状況を確認のうえ、加算率を決定する。

農 薬 使 用 計 画 書 (変更)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
氏 名 (法人の場合にあっては、その
名称及び代表者の氏名) □

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (第3条)
(第4条) に基づき、

下記のとおり提出します。

記

農薬の使用計画

- 1 農薬の使用方法
- 2 使用する農薬の種類
- 3 使用する対象
- 4 使用する期間

(日本工業規格A4)

備考 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を傍線で消し、変更の場合は該当部分を丸で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を傍線で消すこと。

- 注1 「農薬の使用方法」には、「航空機による散布」「くん蒸」等と記載する。
- 2 「使用する農薬の種類」には、農薬の有効成分名、又はその略称名及び剤型を記載する。
- 3 「使用する対象」には、くん蒸にあっては、「倉庫」、「天幕」等、航空機にあっては、「稲」等と記載する。